

変えよう！杉並区政

杉並区議会議員 杉並わくわく会議代表

松尾 ゆり



わくわくレポート194号
2019.12.2.発行

連絡先：

杉並区下井草1-25-36
tel&fax: 03-5930-3181

誰も知らないうちに区長が土地を処分

(本会議で一般質問しました)

誰も知らないうちに杉一小と河北病院の土地の権利交換（土地区画整理事業の「仮換地」指定）が終わっていました（仮換地指定への区長の同意は10月21日）。私たち**区民の土地である学校**の土地処分なのに、区議会には一切の報告がなく、終わったあとの説明も11月29日まで1か月以上ありませんでした。

例えれば、親の土地を、自分が知らない間に**兄弟が勝手に売ってしまった**ような、とんでもない話です。

(以下質問の概要です)

区議会も審議会もノーチェック

これが売買であれば、財産鑑定が行われ、財産価格審議会の審査を受け、かつ、区議会の議決を経なければ取引できないところ、それらすべて「土地区画整理事業」だから法的な義務でないとしてノーチェック。しかも、区議会に対しては一切の情報提供のないままに、杉一小、阿佐ヶ谷児童館の土地は、**実質的な所有権の移転**である仮換地の指定まで終わっていました。公共用地の処分としてあってはならないことと厳しく指弾します。

港区ではちゃんと区議会に報告

港区ではJR田町駅前の小学校と東京ガスの土地を、杉並区と同じ「個人共同施行土地区画整理事業」で交換しました。しかし、**港区では「仮換地指定」の前に区議会の特別委員会で詳細を報告し、議会の審議に付**しています。売買ではないといつても、**公有財産を処分**するのだから、当然のことです。ところが、杉並区からは今まで（11月22日現在）全く情報提供がありません。

港区でできてなぜ杉並区ではできない？

港区でできたことがなぜ杉並区でできないのか。同じ23区の行政として、また区長として、恥じるべきだし、こんな議会軽視、区民軽視のやり方を認めるわけにはいきません。

土壤汚染地の学校建設をやめた港区

もうひとつ指摘すべきは、港区は東京ガス跡地の土壤汚染を調査した結果、小学校の用地としては使わない決断をしたことです。普通の行政なら、少なくともこの程度の見識はもっていてしかるべきです。



杉並区が損する「換地」

「仮換地」では、ざっくり言って、区はずいぶんと損をする計画になっています。区はこれまで杉一小の土地に3割の区の権利が残るといっていました。しかし、結果的には杉一小用地に残る**区の土地の面積は4分の1たらず**です。

正面路線価では倍以上の差があるので、仮換地の従前従後の面積で比較すると約1.3倍にとどまっています。

小学校の跡地がマンションに

中野区の東中野小学校跡地は約半分がマンションになりました。ブログ記事によれば会社側は区から取得した小学校跡地の価格が「**割安だった**」と述べています。

相対的に安値で取引されたと考えられる今回の杉一小の土地が、今後、東中野のようにマンション開発に利用される可能性はきわめて高いと考えます。即ち、河北病院移転に始まったこの計画が、不動産、建設、金融などの都心の大企業の利益のために**阿佐ヶ谷の一等地を安く売り渡した**という結果に終わることです。